

「速旅 白馬八方尾根ウィンターシーズンドライブプラン」に係る
速旅商品券類付ドライブプラン共通規約別表

「速旅 白馬八方尾根ウィンターシーズンドライブプラン」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表 1 から別表 1 2 までが適用されます。

別表 1：商品券類の内容

名称	白馬八方尾根共通利用券	
額面	共通宿泊商品券：5,000 円 共通施設利用券：5,000 円	
販売価格	10,000 円	
券構成	共通宿泊商品券	「5,000 円 × 1 枚」
	共通施設利用券	「500 円 × 10 枚」
発行者	八方尾根観光協会	
有効期限	共通宿泊商品券	2024 年 4 月 30 日
	共通施設利用券	
使用方法	共通宿泊商品券	別表 5 の引換窓口において実券を発行。 券片は事前予約した宿の精算に充当可能。 購入金額が額面に満たない場合においても釣銭は支払われない。
	共通施設利用券	別表 5 の引換窓口において実券を発行。 各券片は事前予約した宿の精算および宿泊以外のサービス（リフト券代、入浴代、土産代等）にも利用可能。 購入金額が額面に満たない場合においても釣銭は支払われない。

別表2 商品券類（共通宿泊商品券/共通施設利用券）利用可能施設（2024年度版）

	利用対象施設名		利用対象施設名
1	あぜくら山荘	34	ホテルヴァイザーホフ八平
2	あたらしや旅館	35	ホテルくらや
3	ヴィラれんが亭	36	ホテル対岳館
4	大向旅館	37	民宿あさひや
5	岳栄館	38	めぞん・ど・ささがわ
6	カヴァロビアンコ	39	村のHOTEL 信屋
7	カントリーインかしわばら	40	山正
8	コートヤード・バイ・マリオット白馬	41	山田屋旅館
9	白樺荘	42	横山館
10	シルクウッドホテル	43	リゾートイン静観
11	信州白馬八方温泉 しろうま荘	44	旅館 FURUYA
12	SPICY CHALET	45	六拾刈
13	白馬風の子	46	ローゼンハイム白馬
14	白馬グラートインえびすや	47	ロンドール
15	白馬ピエモン ヤマジュウ	48	白馬ライオンアドベンチャー
16	白馬ブラウニーコテージ	49	白馬八方尾根スキー場
17	白馬ペンションミーティア	50	スパイシー
18	白馬ホテルパイプのけむり	51	カフェテリア イエティ
19	白馬東急ホテル	52	カフェテリア黒菱 Bear's Café
20	白馬ハイランドホテル	53	軽井沢プリモ 白馬店
21	白馬八方温泉 まるいし	54	サンテラスぱのらま
22	白馬リゾートホテル ラネージュ東館	55	スノープラザ咲花 Bears Café
23	八方館	56	HAPPO USAGIDAIRA CAFÉ
24	ハーブの宿 櫟(kunugi)	57	北尾根高原テラス
25	林ペンション	58	ラーメンちゃちゃ(うさぎ平テラス 2F)
26	プチホテル志鷹	59	カフェド 4260
27	プチホテル「みそら野」	60	LION CAFE
28	ベルクトール丸北	61	HOHOCAFE
29	ペンションあぎ	62	マウント
30	ペンションクヌルブ	63	白馬八方尾根 八方営業所アダムプラザ
31	ペンションセレナーデ	64	白馬八方温泉 八方の湯
32	ペンション ミンティー	65	白馬八方温泉 みみずくの湯
33	細野館	66	白馬八方温泉 郷の湯

※共通利用券対象施設の営業期間・営業時間等の詳細については、各店舗・施設の WEB ページ等にてご確認もしくはお問い合わせください。

※1～47が「共通宿泊商品券」対象施設、48～66が「共通施設利用券」対象施設となります。

※他の割引プランとの併用はできません。

※宿泊とアクティビティをご利用の場合は、必ずお客様から各施設への直接事前予約をお願いいたします。

※共通利用券の未使用分は返金できません。また、利用時のおつりはできません。

※共通利用券の有効期間は、2024年4月30日までとなります。

※SA・PAなどを含め、上記以外の箇所ではご利用いただけません。

別表3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2024年1月5日(金)～2024年3月24日(日)
--------	----------------------------

別表4：本プランの申込期限

申込期限	本プランの高速道路定額利用開始日の前日まで
------	-----------------------

別表5：商品券の引換場所

施設名称	住所	引換対応時間
八方インフォメーションセンター	長野県北安曇野郡白馬村北城 5734-1	8:00～16:30

別表6：商品券の引換方法

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
スマートフォン・タブレット端末の画面、または各自で紙に印刷し、所定欄に申込者が署名をした申込確認書	別表5に記載の引換場所において、左記媒体による申込確認書を提出するとともに、運転免許証等の身分証明書を提示してください。本人確認ができた場合にのみ、別表1記載の商品券類を発行します。

別表7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	共通利用券 引換日 (※1)
共通利用券 ①-A<発着付き> 首都圏⇒ 長野プラン 3日間	①	A	<u>15,400円</u> (内訳) 高速定額利用 分 5,400円 共通利用券分 10,000円	<u>14,300円</u> (内訳) 高速定額利用 分 4,300円 共通利用券分 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日
共通利用券 ②-D<発着付き> 中京圏⇒ 長野プラン 2日間	②	D	<u>14,400円</u> (内訳) 高速定額利用 分 4,400円 共通利用券分 10,000円	<u>13,500円</u> (内訳) 高速定額利用 分 3,500円 共通利用券分 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大2日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日
共通利用券 ③-F<発着付き> 首都圏 (関越道経由) ⇒ 長野プラン 2日間	③	F	<u>18,700円</u> (内訳) 高速定額利用 分 8,700円 共通利用券分 10,000円	<u>16,600円</u> (内訳) 高速定額利用 分 6,600円 共通利用券分 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大2日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日
共通利用券 ③-F<発着付き> 首都圏 (関越道経由) ⇒ 長野プラン 3日間	③	F	<u>19,700円</u> (内訳) 高速定額利用 分 9,700円 共通利用券分 10,000円	<u>17,600円</u> (内訳) 高速定額利用 分 7,600円 共通利用券分 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第16条第3項に記載の場合を除く

別表 8 : 発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	共通利用券 引換日 (※ 1)
共通利用券 B<発着なし> 首都圏～長野プラン 3日間	B	<u>15,600 円</u> (内訳) 高速定額利用 分 5,600 円 共通利用券分 10,000 円	<u>14,400 円</u> (内訳) 高速定額利用 分 4,400 円 共通利用券分 10,000 円	お客さまが指定する 利用開始日から 連続する最大 3 日 間	左記の高速定額 利用可能期間の うち 1 日
共通利用券 C<発着なし> 静岡～長野プラン 3日間	C	<u>14,000 円</u> (内訳) 高速定額利用 分 4,000 円 共通利用券分 10,000 円	<u>13,200 円</u> (内訳) 高速定額利用 分 3,200 円 共通利用券分 10,000 円	お客さまが指定する 利用開始日から 連続する最大 3 日 間	左記の高速定額 利用可能期間の うち 1 日
共通利用券 E<発着なし> 愛知・岐阜～長野プ ラン 3日間	E	<u>17,000 円</u> (内訳) 高速定額利用 分 7,000 円 共通利用券分 10,000 円	<u>15,600 円</u> (内訳) 高速定額利用 分 5,600 円 共通利用券分 10,000 円	お客さまが指定する 利用開始日から 連続する最大 3 日 間	左記の高速定額 利用可能期間の うち 1 日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表9：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象道路	対象インターチェンジ
① (★ 1)	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC、上野原 IC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、茅ヶ崎中央 IC(※2)、藤沢 IC
② (★ 1)	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC(※3)、名古屋 IC(※4)、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC(※5)
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷スマート IC、豊明 IC、名古屋南 JCT(※6)、大府 IC、東海 IC/JCT(※5)、名港塩見 IC、名港中央 IC、飛島 IC/JCT(※7)
	名神高速道路	小牧 IC(※5)、一宮 IC(※5)、岐阜羽島 IC、安ハスマート IC、大垣 IC、養老 SA スマート IC
	中央自動車道	小牧東 IC、多治見 IC、土岐 IC
	東海北陸自動車道	一宮稲沢北 IC、一宮西 IC、尾西 IC、一宮木曾川 IC、岐阜各務原 IC、関 IC、美濃 IC
	東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蒔スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC、関広見 IC、岐阜三輪スマート IC、山県 IC、大野神戸 IC、大垣西 IC、養老 IC
③	常磐自動車道	三郷 IC/JCT(※8)、三郷料金所スマート IC、流山 IC、柏 IC、谷和原 IC、谷田部 IC、桜土浦 IC
	東北自動車道	川口 JCT(※8)、浦和 IC、岩槻 IC、蓮田スマート IC、久喜 IC、加須 IC、羽生 IC
	関越自動車道	練馬 IC、大泉 JCT(※8)、所沢 IC、三芳スマート IC、川越 IC、鶴ヶ島 IC、坂戸西スマート IC、東松山 IC、嵐山小川 IC、花園 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※8)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC
	東名高速道路	東京 IC(※8)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※8)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC
	圏央道(首都圏中央連絡自動車道)	つくば牛久 IC、つくば中央 IC、常総 IC、坂東 IC、境古河 IC、五霞 IC、幸手 IC、白岡菖蒲 IC、桶川加納 IC、桶川北本 IC、川島 IC、坂戸 IC、圏央鶴ヶ島 IC、狭山日高 IC、入間 IC、青梅 IC、日の出 IC、あきる野 IC、八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC

新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、藤沢 IC
---------	------------------------

- ★1 ①-A プランは、往路通行及び復路通行において、第9条第1項第一号および同項第三号にかかわらず、当社が管轄する高速道路および一般有料道路に加えて、国土交通省が管轄する中部横断自動車道（富沢 IC～六郷 IC）も通行いただけます（※ただし、富沢本線料金所と富士川本線料金所を相互利用する場合があります）。ただし、通行止めによりやむを得ない場合を除き、途中の IC での流出入はできませんのでご注意ください。
- ※1 東京 IC と高井戸 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です（復路も同様）。
- ※2 茅ヶ崎中央 IC からは首都圏中央連絡自動車道への逆流はできません。
- ※3 名古屋瀬戸道路の長久手 IC からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です（復路も同様）。
- ※4 名古屋 IC、飛鳥 IC/JCT では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です（復路も同様）。
- ※5 小牧 IC、東海 IC/JCT 及び一宮 IC では、名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋高速道路の通行料金が必要です（復路も同様）。
- ※6 名古屋南 JCT では、名二環又は名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環又は名古屋高速道路の通行料金が必要です（復路も同様）。なお、名古屋南 IC はご利用になれません。
- ※7 名古屋 IC、飛鳥 IC/JCT では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です（復路も同様）。
- ※8 三郷 JCT と川口 JCT、大泉 JCT、高井戸 IC、東京 IC、横浜青葉 IC/JCT は、首都高速道路や東京外環自動車道からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路や東京外環自動車道の料金が必要です（復路も同様）。

別表 10：高速定額利用（周遊エリア）

記号	区間
A (★1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名高速道路（足柄スマート IC～菊川 IC） ・ 新東名高速道路（新御殿場 IC～遠州森町スマート IC、清水 JCT～新清水 JCT） ・ 中央自動車道（談合坂スマート IC～河口湖 IC、大月 JCT～駒ヶ根スマート IC） ・ 長野自動車道（岡谷 JCT～安曇野 IC） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT） ・ 小田原厚木道路（伊勢原 IC～小田原西 IC） ・ 西湘バイパス（全線） ・ 東富士五湖道路（全線）
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央自動車道（八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～伊北 IC） ・ 首都圏中央連絡自動車道（八王子西 IC～相模原相川 IC） ・ 長野自動車道（岡谷 JCT～安曇野 IC） ・ 中部横断自動車道（六郷 IC～双葉 JCT） ・ 東富士五湖道路（全線）
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名高速道路（富士 IC～焼津 IC） ・ 新東名高速道路（新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT）

	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道(甲府南 IC～駒ヶ岳スマート IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)
D (★2)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道(小淵沢 IC～瑞浪 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC)
E	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路(岡崎 IC～小牧 IC)(※1) ・名神高速道路(小牧 IC～岐阜羽島 IC) ・新東名高速道路(岡崎東 IC～豊田東 JCT) ・伊勢湾岸自動車道(豊田東 JCT～豊田南 IC) ・中央自動車道(小牧 JCT～諏訪南 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・東海北陸自動車道(一宮稲沢北 IC・一宮 JCT～白川郷 IC) ・東海環状自動車道(豊田東 JCT～山県 IC) ・安房峠道路(全線)
F	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道(諏訪南 IC～飯田山本 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～更埴 JCT) ・上信越自動車道(碓氷軽井沢 IC～信濃町 IC)

【往路通行及び復路通行における特例】

- ★1 ①-Aプランは、往路通行及び復路通行において、第9条第1項第一号および同項第三号にかかわらず、当社が管轄する高速道路および一般有料道路に加えて、国土交通省が管轄する国道134号、西湘バイパス(大磯東 IC～西湘二宮 IC)も通行いただけます(ただし、新湘南バイパスの茅ヶ崎海岸 ICと西湘バイパスの茅ヶ崎海岸 ICと西湘バイパスの西湘二宮 ICを相互利用する場合に限りです)。ただし、通行止めによりやむを得ない場合を除き、途中の ICでの流入はできませんのでご注意ください。
- ★2 ②-Dプランは、往路通行及び復路通行において、第9条第1項第一号および同項第三号にかかわらず、当社が管轄する高速道路および一般道路に加えて、国土交通省が管轄する中部横断自動車道(富沢～六郷 IC)も通行いただけます(※ただし、富沢本線料金所と富士川本線料金書を相互利用する場合に限りです)。ただし、通行止めによりやむを得ない場合を除き、途中 ICでの流入はできませんのでご注意ください。
- ※1 名古屋瀬戸道路の日進 JCT～長久手 IC間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。

別表11：商品券を利用しなかった場合の代替商品の発送に関する事項

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	代替商品の利用有効期間	商品券発行者が指定する発送者
別表1に定める共通利用券	申込者負担	施設利用日から1か月間	2024年4月30日まで	なし

別表12：申込者の個人情報を提供する先として指定する者

指定者	別表2に定める商品券類利用可能施設及び別表5に定める商品券の引換場所
-----	------------------------------------